

ります。

○平 進介議長 3番、渡部正之議員。

○3番 渡部正之議員 ありがとうございます。

本当に関係人口については、これからの長井の未来を感じる事業で進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、大項目2の水害対策につきましてでありますけれども、やはり先ほど建設参事のほうよりご説明いただきました、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思っております。そちらの点につきましてよろしく願いいたします。

また、森林環境保全というのは、本当に水害対策についてとても重要なところであると思っております。起こってからではどうしようもないということもありますので、森林環境譲与税などを基金などに組み入れながら、これから人材育成だったり、森林管理、こういったものもしっかりとさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本当にご丁寧な説明をありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鈴木 裕議員の質問

○平 進介議長 次に、順位7番、議席番号4番、鈴木 裕議員。

(4番鈴木 裕議員登壇)

○4番 鈴木 裕議員 おはようございます。

一般質問2日目の2番目、清和長井の鈴木裕です。

猛暑でありました夏も過ぎ去りまして、朝晩は少し過ごしやすくなりました。私は毎日朝晩犬の散歩をしていますが、田んぼの稲穂が日に日に垂れ下がりがつありまして、さらに黄金色に近づいております。そして非常にけたたまし

かったセミの鳴き声から、草むらの涼しげな虫の声にかわったことに、次第に秋の気配を感じております。また、お盆のころから、夕方になるとかなり遠くのほうからでもお獅子の笛太鼓を耳にするようになり、各地域で神社の例大祭が催されていることにも、秋の訪れを感じておるところであります。

本題に入る前に、6月定例会での私の一般質問の趣旨について整理させていただきたいと思っております。

私は、少子高齢社会と人口減少に対する市政の取り組みと題して、市長に質問させていただきました。そこで、私の考える人口減少対策、少子化対策について主張させていただいたところでもあります。再度簡潔に申し上げますと、今、行政で少子化対策と称し、実施されている各種支援策は、子育て支援を目的としており、出生支援の視点が抜け落ちているということです。出生支援は、一地方自治体で対応できるものでなく、国、県挙げて取り組むべきで、その声を国政に反映しない限り、人口減少に歯どめがかからないと提言したかったことを、確認の意味で申し上げておきます。

さて、今回の質問ですが、前回の質問のテーマは大き過ぎたところのご指摘もありましたので、今回は市民生活に密接にかかわる身近なところで質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、わかりやすい住みよいまちづくり、そして2つ目は、高齢者が安心して住めるまちづくりの視点から、大きく2項目について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目目の質問は、わかりやすい住みよいまちづくりとして、中央地区南部の住居表示について質問いたします。

なお、本質問については、平成30年3月定例会で浅野議員が同様の質問をなされております。従来、住所として用いられていた地番制は、

明治時代に定められたもので、中央地区では小出何番地、宮何番地というふうにあらわされてきました。しかし、地番の基準というものがなく、分筆・合筆により番号制定の方向が整然と配列されておらず、わかりにくいものとなっていたことから、長井市としても市民生活の利便性を図るため、昭和37年5月制定の住居表示に関する法律に基づき住居表示に着手されたものと思います。

長井市の住居表示については、昭和59年10月に長井市住居表示に関する条例が制定され、昭和59年12月に都市計画用途区域内での町数29地区、約4,500世帯を住居表示区域として実施されたと同っております。その後、寺東地区区画整理事業の完成に伴い、平成3年7月に、町数3地区、約320世帯が住居表示を制定しています。そして最近では、市の宅地開発事業、みずのは郷や観光交流センター事業、川のみなと長井の整備に伴い、平成26年6月、平成27年7月にそれぞれまちの区域や名称の変更を行っているようです。

中央地区南部には、長井警察署があり、市の定住促進住宅ながいみなみもあり、幹線道路には大型商業施設や地元商店、事業所が多数立地しているにもかかわらず、旧態依然の小出3000何番地という住所が多く、場所が非常にわかりづらい状態となっています。また、新たな一戸建て住宅やアパートも年々増加しており、平成30年3月議会で市民課長は、館町南地区の小出という住所で住居表示未実施世帯数は80世帯206人と説明されています。今でも民間による宅地造成も進められており、わかりづらい住所がどんどんふえるばかりです。

一方で、館町南地区で住所が小出何番地という地区民からは、同じ館町南に住んでいるのに、いつになったら小出でなぐなんなやという声が寄せられています。私の家は館町南で住居表示となっておりますが、同じ隣組の中に小出の地

番の方が3世帯ございます。同じ町内なのに住居表示と従来の地番の混在は、住民感情からしても決してよいものではないような気がします。

このように市街地南部は都市化が進み、大型商業施設、新規住宅やアパートもふえ、多くの人が移り住んでいます。そこに住む人でさえも小出何番地と聞いて戸惑っているのに、初めて訪問する人や宅配便、救急車、消防車、警察などは住所を頼りに目的の場所に行くわけで、時間がかかったり、また誤って行ったりして、非常に不便を感じていると推察されます。

私は、わかりやすい住みよいまちづくりを推進するため、市街地南部の住居表示を早急に進めるべきとの視点で次の質問を行いますので、ご見解をお伺いします。

初めに、平成30年3月定例会の同様な質問に対し、市長は、住居表示の検討をしていく時期に来ていると考えていると答弁されております。長井市として、中央地区南部の住居表示整備について推進するためにどのような検討をなされてきたのか、経過を厚生参事にお尋ねいたします。

同様に、当時の市民課長は、地域の皆様に住居表示に関する情報を丁寧に周知し協議を重ねた上で、住居表示整備事業を推進することが課題であると答弁されております。住居表示整備事業は、どのような手順で進めていくのか。また、住居表示整備事業を推進する上で、現時点で支障となる問題や課題等はあるのか、市民課長にお尋ねいたします。

最後に、住居表示整備事業は、事業着手してから完了までどのくらいの期間が必要か、市民課長にお伺いします。1項目めの質問は以上です。

続きまして、2項目めの質問に移ります。高齢者が安心して住めるまちづくりとして、高齢者生活支援除雪サービス事業についてお尋ねいたします。高齢者生活支援除雪サービス事業の

目的は、雪おろしが困難で経済的にも労力的にも親族や近隣からの支援が望めない高齢者世帯に対して、雪おろしなどに要した費用を支給することにより、高齢者などが住みなれた地域で冬期間においても安心して生活ができるよう支援することとあります。

対象者は、除雪が困難な65歳以上の高齢者のみの世帯で、あわせて親戚または近隣から金銭的・労力的に援助が見込めないこと、世帯全員が市民税非課税であること、除雪が必要とする住居を生活の本拠としている世帯となっています。

受けられる除雪サービスは、除雪作業の人件費と除雪機械などの費用となっており、具体的には住居の雪おろし作業と、それに伴う出入口の除雪作業、敷地内に雪をおろすことができない場合の屋根の雪の運搬作業、住居周辺の積雪により住居の破損のおそれのある場合の除雪作業となっております。

市からの除雪サービス支援は、1回につき1万6,000円と限度があるものの、助成回数は1世帯で2回まで、豪雪災害対策本部が設置された年度は3回まで利用できることとなっております。そして、このサービスを利用するには事前登録が必要で、登録申請は地域実情に詳しい民生委員児童委員を通して行うことに特徴があります。私も民生委員児童委員として地区の住民から要請に基づき手続した経験がありますが、いずれも80歳超えのひとり暮らしの高齢者や障がい者の低所得者であり、ご自分で雪おろしすることは不可能な現実を目の当たりにしてきています。

平成30年度、このサービスを利用したいと登録された世帯数は141世帯であります。2月以降暖冬のため、実際に除雪サービスを受けられた世帯は延べで29回と、非常に少なかったようです。しかし、豪雪であった平成29年度では、登録された世帯数は97世帯と、30年度より少な

かったものの、延べ120回と、多数の利用実績があったと伺っております。したがって、この除雪サービス事業は、高齢で低所得、近隣に親戚、身寄りのない世帯にとっては、冬期間安心して暮らしていくためには欠かせないサービス制度であると実感していますので、ぜひ充実を図りながら継続していただきたいものと思っております。

そこで、福祉あんしん課長に質問いたします。

まずは、除雪サービスは1回につき1万6,000円の助成であります。地域の除雪作業車の一日当たりの作業料金相場を根拠に考えていると捉えてよいのか。また、あわせて1日当たり何時間の作業時間を想定しているのか、お伺いいたします。

次に、サービス利用は通常年2回まで利用できるわけですが、雪おろしとともに、敷地が狭いため除雪が必要な家屋では、一度に2人の作業員で丸一日かかる場合も多々あるわけですね。そのとき除雪に係る費用は2人分かかるわけで、仮に2人で3万2,000円の費用だとすれば、本人は助成額1万6,000円を差し引いた残り、つまり1万6,000円は自己負担することになります。さらに、排雪のために運搬車両も必要となるとさらに世帯の負担は増額することになります。低所得世帯、ましてひとり暮らしの高齢者にとっては大きな金銭的負担となり、生活が苦しくなることは疑いの余地がありません。

そこで、2回できるという制度を柔軟に捉え、2人作業員を依頼した場合、もしくは除雪経費が3万2,000円以上かかる場合は、1回で3万2,000円の助成をできるように対応できないのか伺います。このときは2回目の除雪サービスは利用できないとの前提で考えております。

3つ目の質問に入ります。作業実施を依頼する方法として、サービス利用者が除雪事業者を直接自分で手配する方法と、除雪の知り合いもなく市へ作業実施の依頼をする方法の二通りが

あるわけですが、市へ作業依頼をする場合について提案も含めお尋ねいたします。

市へ作業依頼する場合は、平家はシルバー人材センターへ、2階建ての家屋は長井・白鷹建設組合に市が手配することになっています。また、雪おろしの判断や、申し込みが困難な世帯については、民生委員児童委員が中に入り、利用手続や円滑に進められるような仕組みとなっております。しかし、市の関与は手配の依頼をするところまでであり、依頼世帯と依頼された事業者がどのような内容で雪おろしや除雪作業を契約しているかは把握されていないのが実情かと思えます。

除雪依頼者は高齢者でひとり暮らしが多いわけですね。思い込みや勘違いで作業実施後に想定以上の請求が来ないとは限りません。1日作業したといっても、朝8時から夕方5時までしっかりやる作業員もいれば、午後3時ごろに帰ってしまう作業員もいるかもしれません。運搬車についても必要かどうか、一般的な料金を知るすべもないのでないでしょうか。そこでこうした錯誤をなくすためにも、高齢である依頼者の立場に立って、作業員側で下見をした上で、前もって作業事業者の代表者の氏名、連絡先、作業にかかる人数、おおよその作業時間、運搬車両の使用等を書面で提示することが必要であり、重要だと考えます。その書式については市が様式を作成すべきだと思っております。そして作業後に、実際に要した事項を明記し、依頼者が記載内容を確認した後、請求書を提出してもらうという方法が望ましいと考えます。ぜひこのような善処をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 私への質問は、中央地区南部の住居表示について、長井市として中央地区

南部の住居表示について進めるべく検討なされてきたのか、その経過はというご質問でございますが、鈴木議員からありましたように、住居表示につきましては、都市化が進んで多くの方が住むようになってきた市街地では、土地の所在をあらわす地番をそのまま住所として使用していますと、住所を頼りに目的の家を訪ねることが非常にわかりにくく難しくなってきたことから、昭和37年5月に住所をわかりやすくするための法律、住居表示に関する法律が施行され、これに基づいて全国的に新しい住居表示が実施されるようになりました。

長井市におきましても、住所の表示のわかりにくさを解消することにより市民生活の利便性を向上させるため、昭和59年に都市計画区域内に住居表示区域を設定し、住居表示を行い、平成3年に寺東の地域を追加・拡大いたしました。その後は、区域内でのみずはの郷など街区の変更等は行っておりますが、住居表示区域を広げることなく現在に至っております。

ご質問の中央地区南部の小出住所の地域は、もともと農地が多くあり、街区のもととなる道路の形状もはっきりしていなかったことから、住居表示区域とはせず、従来の地番を残しておりましたが、次第に多くの住宅や商業施設が建設され、新しい町並みが形成されてきています。

住居表示の実施につきましては、近年の課題となっておりますが、宅地造成されたところにも家々が建ち始め、新たな宅地を造成する計画があるとの状況も踏まえまして、対応の必要性を感じ、平成30年度に市民課内で住居表示整備の取り組みについて検討をしております。具体的には、現地を踏査し、実施にかかる費用の見積もりを徴収し、実施の可能性を協議しているところでございます。

○平 進介議長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 私には3点質問いただいております。住居表示整備事業はどのような手順

で進めていくのかということで、初めに、当該地区について概略調査し、住居表示実施計画案を作成し、予算を計上いたします。予算が議会で議決いただいた後、住居表示実施計画概要を決定します。住居表示審議会設置条例に基づき委員の委嘱を行い、審議会の諮問・答申を受けます。整備事業の委託業者について専門的な知識と技術を持つ業者を選定し、決定します。審議会の設置に並行して、当該地区民への説明会も実施いたします。その後、議会への実施方法、実施区域についての提案を行い、採択後、区域の設定、方法及び実施時期等の告示を行い、県への届け出を行います。その後、公簿書きかえを行い、公図作成、住所表示新旧対照表、街区表示盤等の作成、当該市民の方への通知書作成等を行い、関係機関等へ通知と、当該地域の市民の方に通知します。当該市民の方に住居表示実施に関係する手続の説明会を開催いたします。その後、実施となります。

以上がおおむねの事業手順となります。

続いて、住居表示事業を推進する上で、現時点で支障となる問題や課題ということですが、こちらについては、市街地南部における住居表示未実施区域について現在の状況をお知らせします。面積につきましては、実際の測量を行っておりませんので正確なデータではございませんが、地図上で計測いたしますと、およそ20ヘクタールで、世帯数は令和元年8月1日現在で、館町地区84世帯、219人、四ツ谷地区1世帯、2人、台町地区はゼロ世帯、ゼロ人、合計で85世帯、221人の方が住民登録をされています。

課題としては、住居表示実施に当たり、県道椿長井線西側を台町地区に含むかなど、今後地区の皆様から理解と協議が必要となると考えております。

続いて、住居表示整備事業は、着手して完了までどのぐらいの期間が必要か。こちらについては、当該地域の住居表示に要する時間でござ

いますが、平成3年7月に実施した寺東土地区画整理内の住居表示整備事業につきましては、平成2年8月に事業着手しておりますので、当該地域における住居表示整備に関する事業も同様に、約12カ月間期間を要するものと考えております。当該地域の皆様に住居表示に関する情報を丁寧に周知し、協議を重ねた上で住居表示整備事業を推進したいというふうに考えております。

○平 進介議長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 私のほうからは、項目2つ目の高齢者生活支援除雪サービス事業についてお答えをいたします。

1番目の助成額1万6,000円は、除雪作業の1日当たりの相場料金と捉えてよいかというご質問でございますが、まず最初に、議員からもありましたが、高齢者生活支援除雪サービス事業について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。この事業は、雪おろしが自力では困難で、経済的、労力的に親族や近隣からの援助が望めない低所得の高齢者世帯に対し、雪おろし等の費用を支給することにより、冬期間においても安心して生活ができるように支援することを目的としており、いわば高齢者の生命と財産を守るための事業となっております。

事前に登録申請をしていただき、平家の家屋については公益社団法人長井・西置賜シルバー人材センターに、2階建ての家屋は長井・白鷹建設組合に、下見などの事前調整と雪おろし作業をお願いをしております。費用としては、1回1万6,000円までで、1シーズン原則2回までとしており、市からその分をシルバー人材センターと建設組合の両団体に支出するというようにしております。また、高齢者ご本人が知り合いの業者等に直接依頼をし、料金を支払った後に市に申請をするという償還払いという方法もとっているところです。

シルバー人材センター、建設組合の両団体に

は、高齢者の住宅の状況や住んでいる方の状況を十分に把握していただいております、その上で作業を行うときには好意的なご対応をいただいているところです。具体的には、依頼があったときに雪おろしの必要性やタイミングなどを見きわめていただき、高齢者に説明をしていただいたり、少しでも費用がかからないような作業内容の検討と説明などをしていただいております。

一方、雪おろし作業を引き受けていただく方の確保についても、行政にとっては大変重要な課題となっております。これまで除雪関連の事業を拡大できないかと建設組合、シルバー人材センター、市内の建設会社等に直接伺ったことがございますが、拡大はおろか継続も厳しい状況になっており、働き手の人材不足などから、ここ数年、何とかご理解、ご協力をいただいて作業を行っている状況がございます。

さて、ご質問の助成額1回当たり1万6,000円という金額についてですが、この金額は、実施規定で定めておまして、これまでの経過を踏まえながら、シーズン前に建設組合やシルバー人材センターと協定書を取り交わし、作業にかかわる金額として明記をしております。平成30年度においては、建設組合とは除雪作業に要した実費相当分として、1回1万6,000円を限度とするとしており、1日8時間を基準にしております。

シルバー人材センターについては、時間単価で1時間1人当たり1,281円で1回1万6,000円を限度とするとしております。なお、平成30年3月議会で同様の質問があった際、市長答弁をしておりますが、県内他自治体の類似の事業と比べた場合、長井市の助成額が低いという状況ではないと思っております。

続きまして、2番目の、年2回利用できる制度を柔軟に考え、2人作業者の場合は1回で3万2,000円まで助成できるよう善処できないかというご質問についてお答えをいたします。

雪おろし作業は、基本的には危険防止等のために2人で作業をしております。2階建ての家屋の場合は、建設組合での対応となりますので、半日で上限の1万6,000円となりますが、除雪機を使用するなどして効率的な作業をいただいているところです。平家の場合はシルバー人材センターが行うため、基本的には手作業で、時間と人手がかかり増しすることから、いずれの団体にお問い合わせしても、1回で1万6,000円の上限を超える場合が一部でございます。そのために雪おろし作業1回に対し、2回分の3万2,000円を上限に助成してはどうかのご提案をいただいたと認識をしておりますが、高齢者の方は屋根の雪につきまして、かなりご心配をされる傾向にございます。

雪おろしは、なるべく早く、なるべくきれいという要望をされる方が多いため、経費がかかる要因にもなっています。その点、両団体では、3番目の質問にも関連するんですが、作業前に現場を確認して費用を算出し、利用者に説明をし、なるべく1万6,000円という上限を超えないように、また、上限額を超える場合は、上限額を超えた作業をどこまで行うかについて事前にご本人と確認をさせていただいております。1回目で2回分を助成することとなれば、1回目の雪おろしのときの利用者のご負担は減ることとなりますが、2回目の雪おろしが必要となったときに、その費用は今度は全額自費となりますので、そのため経済的な理由から高齢者の方が2回目の雪おろしのご依頼をちゅうちょされるのではないかという心配をするところがございます。

これまでの経過を見ますと、例年の降雪量であれば、1シーズン2回の雪おろしの機会を確保することが、高齢者の方の生命と財産を守るという本事業の目的にかなうと考えているところでございます。

また、一つの例として、例年より多くの積雪

があった場合は、1シーズン3回の雪おろしを可能にするなど、その時々状況に合ったきめ細やかな対応をしているところでございます。

なお、今後とも利用者の方のご要望等を踏まえ、今年度の事業の実施に向け、この件につきましては検討していきたいと考えております。

続きまして、3番目の、利用者が作業内容、作業時間、作業人数、運搬車使用等を確認できる書面はあるかのご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、事前に現場を確認して費用を算出し、利用者の方にご説明し、上限を超える場合はどの作業にどれだけ費用がかかるかを説明した上で、上限額を超えた作業を希望するかを事前に確認をしておりますが、雪おろし作業は急に作業をすることが決まる場合がほとんどであることや、毎年同じ高齢者世帯の雪おろしを担当することが多く、顔見知りのご関係になっている事例が多いこと。両団体につきましては、ボランティア的な気持ちで雪おろし作業に対応いただいていること、などなどの理由から事務の負担軽減、時間短縮を図るために、いずれの団体にも昨年度までは事前に書類による見積もり等の提示はお願いしておりません。

作業終了後については、市が作成した様式で作業時間や運搬車を使用した場合は、それを含んだ作業内容などの明細、作業を行った者の所属、氏名を記載した作業確認書を提示して利用者の方に確認印を押していただいているところでございます。雪おろしは、時期が集中し、利用される方が高齢者ということもあり、先ほど申し上げたとおり、一刻も早く取りかかってほしいと希望される場合が多いため、事前の見積書を希望されるご高齢者の方はこれまではいらっしやいませんでしたが、この件につきましても両団体と協議し、事前の見積書の提示について検討させていただきたいと思っております。

今後、75歳以上の後期高齢者が増加していくことが予想される中、雪おろしの支援については、今後ますます重要になっていくものと思われれます。一方、課題である働き手の不足に関しましては、平成30年3月議会の市長答弁において、ご親族による支援をまずお願いしたいということ、地域の住民の方による新たな制度の構築が必要との認識を示させていただいております。昨年度、豊田地区において間口除雪に先駆的に取り組んでいただいたチームとよだのような、地域での支え合い、助け合いの事業を行政側としては支援していかなくてはいけないのではないかと考えているところでございます。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 大きな2つの項目について、それぞれ実にご丁寧なご答弁をありがとうございました。

大きな第1項目での住居表示に関してですが、質問事項の(4)の整備事業にかかる費用のうち、主にかかる費用は何かというところ、予算的には、この事業をなされれば幾らかかるかということに対してご答弁いただけてないような気がしたんですが、市民課長、いかがでしょうか。

○平 進介議長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 議員からは、通告で質問いただいておりますが、先ほどの質問の中にはございませんでしたので、割愛させていただいたところです。なお、じゃあここで予算的に幾らかと……。

○平 進介議長 答弁継続させます。

○金子 剛市民課長 住居表示整備事業にかかる費用のうち主な費用は、測量技師等の人件費等になります。整備事業については、計画準備、現地踏査から始まり、基本図作成、現地調査、清描図作成、住民基本台帳との照合、新旧対照表や住居変更通知書作成など、各世帯の戸版取りつけまで行います。予算ですが、整備委託に

ついて平成30年度に見積書を徴取したところ、一式365万2,000円、消費税10%相当で込みということになっております。また、委員報酬であるとか郵券代、消耗品など事務経費300万円などを加えますと、総額で665万2,000円の見込みとなっております。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 通告と、それから本日の私の質問の原稿にちょっと誤りがありまして、質問するのを忘れてしまいましたことをおわび申し上げます。

ただいまのご回答ありがとうございます。参事のご答弁に対してなお確認いたしますが、検討で進めてまいりたいというふうに私は受けとめまして、私の当初の質問は、早急に住居表示を必要でないかという質問でありました。その答弁に対して検討してまいりたいというふうな発言であったと思いますが、行政用語で検討といいますと、やらないという意味があったり、それから先送りするという意味がありますが、そういうふうに聞いたことがあります。この実際早急に実施していくお考えなのかどうか、参事に再度伺いいたします。

○平 進介議長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 この質問に対する市長、副市長との打ち合わせの際にも、この事業の必要性については皆さんと確認しております。ただ、やっぱり手戻り、二度手間、結果的にわかりやすくなかったなんていうことにはならないように事業を進めなければなりませんので、その辺については上司と相談しまして、早急に、できる限り早急に事業を進められるように進めていきたいと思っております。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 金子市民課長の答弁で、いろいろ作業に当たってはいろんな準備事項があって、もう何項目と説明されて、私は書きとめることができなかつたんですけれど、かなり

の項目ではボリューム的な作業があるなというふうに感じたところであります。

そこで確認なんですが、先ほども説明の中で長井市の住居表示審議会というものが出てまいりまして、住民に説明する上とか、あるいは検討していく上で、その委員会を運営していくというご説明がありましたが、この委員会というのは常設ではなくて、この住居表示整備が動き出すときに初めて委員として委嘱される性質の委員会でしょうか、そこをお尋ねいたします。

○平 進介議長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 住居表示審議会設置条例によりますと、設置については、第1条、住民表示を円滑に推進するため、地方自治法の規定により長井市住居表示審議会を置くとしておりまして、第2条、所掌事務は、審議会は市長の諮問に応じ、本市の住居表示の実施について必要な事項を調査、審議するとありますので、常設ではないというふうに認識しております。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 常設でないということで了解いたしました。

先ほど参事のほうから、庁舎内で検討して早急に進めてまいりたいというお話がいただきました。もう少し詳細にといいますか、具体的にということでお伺いしたいのですが、ことし令和元年度ですから、来年度予算、令和2年度に先ほど市民課長から説明ありましたおおよそ660万の予算計上を財政課長とかけ合っていたかどうか、その辺お尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○平 進介議長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 来年度の予算につきましては、来年度のまだ予算編成方針も出ておりませんがこれから検討されるところでございますので、本当に重要な事業だとは認識はしておりますが、その辺につきましては市長、副市長、そして財

政当局等の方針などとお話し合いをして決めていくこととなると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 今回は前もって市長、副市長に答弁の通告をされてませんのでお伺いできないのですが、ぜひ必要性を庁内で共通認識を持っていただいて、ぜひ早急に長井市南部の住居表示が進められることをお願いしたいと思います。

大きな1項目めの質問については、以上です。

続いて、大きな質問の2項目めの高齢者生活支援除雪サービスの件で課長からご説明いただきました。答弁をお伺いしますと、今やっているやり方が一番望ましいという、総括的にはそんなふうに受けとめさせていただきました。私のここでの質問の一番の趣旨は、やはり課長からの説明で除雪する場合は2人1組でなさるということは十分に理解できましたのですが、1人当たり1万6,000円という費用の場合、当然大きな屋敷に1人で住んでいる高齢者もおりますので、1人が来て除雪するには非常に効率的にも悪いし、2人1組で短い時間でやったほうが効率的にははかどるであろうと、私もそのように思っているところですが、丸一日がかりで2人で来た場合、しかも年に1回の除雪で済むのであれば、その1回当たり1万6,000円の2日分を1回で利用させていただければと、そのほうが高齢者にとって経済的・金銭的支出が少なくなりありがたいのではないかと意味での質問であります。

一方で課長のほうは、安心・安全を考えた場合、2回雪おろしをしなければならぬかもしれないということで、1回で使い切ると2回目の費用は全額自己負担になるということで、これが経済的負担でないかというご説明であったわけですが、いずれの方法も考え次第でありますけれども、私は柔軟に捉えて、1回で済む

ようなその年の雪の降り方であれば、2日分利用できる方法もありかなというふうなことで、一つの提案とさせていただきました。考え方、制度的にその部分は変えないということであれば、それもありというふうに私も思います。

あと、3番目の利用者が除雪する方が自分で探せなくて、いなくて、市を經由して依頼する場合のことでの契約書を交わしたらどうかというような、契約書といっても簡単な書面であります、を交わしたら依頼する側も高齢者で、場合によっては物忘れをする高齢者の場合もあるので、作業する側と作業を依頼する側、双方で誤りがなくするためには、やはり書面を交わしておいたほうがいいのではないかと意味での提案であります。

第1条何々、第2条何々という、そういった契約ではなくて、本当に作業内容がどんなことをしたのか、簡単に書きとめるとか、あるいは丸をつけるとか、そんな程度の意味での提案であったわけです。課長の説明によりますと、作業後は市に対して、作業者、作業事業者といいますが、から書類で提出を受けているという話なので安心しましたが、ただ、利用者の確認を必ずいただいているのかどうか、そこについてちょっと疑問がありましたので、そこについて全部の今までの利用された方の確認書の提出について、全て利用をお願いした側の確認のサインとか印鑑があったのか、確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○平 進介議長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 ただいまの件についてお答えを申し上げます。

全件につきまして確認書は頂戴をしております。

○平 進介議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 そうしますと、依頼者側は全て作業内容を確認したということになります、私も先ほど民生委員しているときにご紹

介、中に入って市にお願いした経過もあるというお話をさせていただきましたが、やはり言った、言わないの問題もありますけれども、お金は払ったけど領収書ももらってないという実例がありました。それについては市のほうに当時、私、民生委員の際にご報告させていただいたわけですが、そういった実態がありますので、やはりお金に絡むことですので、市のほうもその辺、確認書とともに、お金のやりとりについてちょっと目を凝らしていただきたいなというふうに思います。

この除雪サービス事業については、私はいい制度だと思っております。ただ、といたしますか、この課長から雪おろしする、除雪する人の人材確保が難しいという話がありました。そういう話になれば、やはりじゃあお支払いする単価を上げればということで解消できるかもしれませんが、相場的なものもありますので、一概に1万6,000円を1万8,000円とか2万円にしてお願するということにもいかなかなというふうに思います。そういった高齢者の個人宅を直接支援する方法でなく、先ほど課長からは、除雪するボランティアサークルといたしますか、そういったものを支援していきたいという話もありましたが、それも一つの方法かなというふうに思っております。とにかく、この除雪サービス事業については、私はいい事業だと思っておりますので、運用面でより改善できることがあれば改善していただき、継続していただければなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○平 進介議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

渡部秀樹議員の質問

○平 進介議長 次に、順位8番、議席番号9番、渡部秀樹議員

(9番渡部秀樹議員登壇)

○9番 渡部秀樹議員 お疲れさまでございます。

一般質問2日目、午後の1番目の一般質問をさせていただきます。緑風会の渡部秀樹です。よろしく願いいたします。

本定例会であります9月定例会は決算議会とも言われる議会であります。総括として、過去の定例会で質問させていただきました質問と重複する質問もございますが、答弁のほどよろしく願いいたします。

この東西に長く美しい風光明媚で四季折々の作物が実る豊穰の地である日本列島は、災害列島とも言われており、毎年さまざまな災害に見舞われてきました。ことしも6月18日に新潟県村上市で震度6強、山形県鶴岡市で震度6弱を観測した山形県沖地震が起きました。幸い地震、津波による影響は少ないものでありましたが、山形県内で初の震度6以上の揺れを記録した震災でありました。

また、近年、西日本を中心とした豪雨災害が頻発しておりますが、8月27日から翌28日に、佐賀県、福岡県、長崎県を中心とする九州北部を広範囲かつ長時間にわたる豪雨による令和元年8月九州北部豪雨が起きました。浸水した住宅は多く、不自由な生活を余儀なくされている被災された皆様に、一日でも早い平穏な日々と